

販売業、賃貸業の規制について (案)

平成 1 5 年 8 月に取りまとめられた本検討会中間報告書「国際免除レベルの法令への取り入れの基本的考え方について」第 3 章に、以下の内容を追加することとする。

第 3 章 国際免除レベル取り入れに関連する事項

9. 販売業、賃貸業の規制

(1) 現状

(法令の現状)

現行の放射線障害防止法では、「放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者」は、販売又は賃貸の許可を受けなければならないこととされている。

販売業、賃貸業では、自ら放射性同位元素の詰替、貯蔵等を行う者を想定した制度となっており、実際には放射性同位元素を取り扱わず、製造者と使用者の間に立って、帳簿の上のみで販売・賃貸する事業者を想定していない。

すなわち、販売業、賃貸業では、詰替施設、貯蔵施設、廃棄施設を備える他、施設基準適合義務などの施設に係る規制、被ばくの測定、主任者選任などの取扱い行為に係る規制、譲渡・譲受の制限や廃止の際の措置に係る規制などについては、許可使用の場合とほぼ同様の規制となっている。

定期検査、施設検査の範囲についても、許可使用の場合と同様貯蔵能力により定められており、密封線源では施設検査 3 7 T B q、定期検査 1 1 1 T B q 以上のもの、非密封線源では一律 7 4 0 M B q (第 1 群換算) 以上のものが対象となっている。

(事業所数の現状)

販売業の事業所は、平成 1 5 年 1 0 月現在で 1 2 6 事業者ある。

賃貸業は、平成 7 年の法律改正で追加された業であるが、平成 1 5 年 1 0 月現在で 2 事業者にとどまっている。

(販売業及び賃貸業の実態)

販売業

販売業においては、放射性同位元素装備機器(ガスクロマトグラフ)の流通に見られるように、貯蔵施設を持つものの、通常の流通と同様に中間業者として書類上の販売のみを行い、自ら放射性同位元素の詰替及び貯蔵を行わない事業者が多数見

られるようになってきている。

また、製造業者の規制では、製造、詰替、貯蔵というお互い不可分な一連の行為にもかかわらず、使用と販売の二重の許可が必要であるなど合理的でない面がある。

さらに、国際免除レベルの導入にあたり、従来規制対象となっていなかった機器が多く規制対象となることから、それら機器の流通の段階である販売業についても、使用と同様に合理的な規制が必要である。

賃貸業

近年、放射性同位元素を装備した機器について、賃貸業者が自ら放射性同位元素の詰替、貯蔵を行わないリース契約による調達のニーズが高まっている。また、リース契約の形態として、ファイナンス・リースが大部分を占めるようになっている。

また、国際免除レベル導入にあたっての規制の合理化の必要性については販売業と同様である。

ファイナンス・リース：

リースとは、企業等が希望する機械設備をリース会社が購入して、その企業等に長期にわたって一定の対価を受け取ることを条件に賃貸すること。その中のファイナンス・リースは、リース期間の途中で契約を解除できない、ユーザーが支払うリース料が物件価格及び付随費用の合計額の概ね全部（90%以上）となるという特徴のあるリースで、標準的な契約においては、物件の瑕疵について賃貸者は責任を負わず、製造者と賃借者の間で処理される。我が国のリース契約の大部分を占める。なお、我が国の民間設備投資に占めるリースの割合は約10%である。

（規制改革の要望と対応方針）

賃貸業の規制については、内閣府総合規制改革会議における規制改革の検討の中で、「ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業に係る義務の軽減」の要望を受けた。文部科学省では、「ファイナンス・リースによる放射性同位元素の賃貸業に係る義務の軽減について、放射線障害を防止するための最低限必要な点に留意しつつ検討し、措置する（平成16年度中）」と回答している（「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」（平成15年9月閣議報告））。

（参考）内閣府総合規制改革会議における賃貸業に関する要望

内閣府総合規制改革会議が行った全国規模で実施すべき規制改革に関する要望の検討の中で、社団法人日本経済団体連合会、社団法人リース事業協会から「ファイナンス・リースによる取引の阻害要因となっており、ユーザーの調達手段の選択肢を制限しているため規制緩和すべき」と指摘されている。

(2) 今後の方針

(販売業及び賃貸業の規制の合理化)

前述の販売業及び賃貸業の実態に適切に対応するため、以下のとおり法令改正することとする。

放射線障害防止法が販売業者及び賃貸業者を規制する目的は、放射性同位元素の詰替、貯蔵等を行うときの安全確保、法律上適切な者の中で放射性同位元素の譲渡し、譲受けが行われることの確保である。

に関しては、販売業者又は賃貸業者の放射性同位元素を直接取り扱う行為（自ら行う詰替、貯蔵等）の規制は、別紙のとおり使用に係る許可、届出の規制に一元化し、使用の規制の中で安全確保を図ることとする。

また、に関しては、現行法令上、放射線障害防止法第25条第2項の記帳の義務を課すことにより適切な譲渡し、譲受けの確保を図っているが、この義務の遵守を求めるためには必ずしも許可制であることを要しないため、届出制とする。

(新たな販売業、賃貸業の規制の内容)

届出制となる新たな販売業、賃貸業は以下のような規制内容とすることが適切である。

販売業、賃貸業は販売・賃貸の行為（販売・賃貸記録の義務等）を対象とした届出制とする。講習のみで取得できる免状等を持つ放射線取扱主任者の選任等は求めるものの、販売業、賃貸業の中では直接に放射性同位元素を取り扱わないことから、貯蔵施設の設置等は求めない規制とする（急な返品や貸付先の倒産などにより、所有者として線源を取り扱う必要が生じた場合に、速やかに他の適切な使用者による保管や適切な廃棄業者による廃棄を行うことについて、放射線障害予防規定への記載により担保することとする）。

なお、施設検査・定期検査については、販売業・賃貸業としては、実際に放射性同位元素を取り扱うことはないことから、対象としないことが適当である。

放射線障害防止法 第25条第2項

(記帳義務)

第二十五条

- 2 販売業者及び賃貸業者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素の販売、賃貸、保管又は廃棄に関する事項並びに（中略）を記載しなければならない。

販売業・賃貸業の規制合理化

現行法では、自ら放射性同位元素を取り扱う販売業、賃貸業を想定

通常の流通と同様、中間業者として書類上の販売のみを行う事業者が多数存在
直接取り扱わないリース契約のニーズの高まり

事例 1

放射性同位元素等を**直接取り扱う**販売 / 賃貸の場合

(例) 製造業者、
レンタル業者(自らの在庫を貸出)

現行

販売 / 賃貸の許可

使用の許可

書類上の業務

実際の取扱い

改正後

販売 / 賃貸の届出

販売・賃貸に係る記帳の義務等
+

使用の許可

機器製造など直接取り扱う線源の
使用に係る規制

<販売・賃貸の業と使用を合理的に分離>

事例 2

放射性同位元素を**直接取り扱わない**販売 / 賃貸の場合

(例) 書類上での販売を行う販売店、
実物を扱わないリース業者
(製造者から使用者に直接納入、所有権のみ)

販売 / 賃貸の許可

自ら取扱施設を持つことを
前提にした規制

書類上の業務

販売 / 賃貸の届出

取扱いの実態に則した合理的な規制

<届出のみで業務が可能>